

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会会議 録			
日 時	平成 18 年 12 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 0 1 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大島委員長、古沢副委員長、井川・小林・佐々木(茂)・山口・ 見楚谷・佐野 各委員		
説明員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「平成18年石狩湾新港管理組合議会第3回定例会について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

平成18年石狩湾新港管理組合議会第3回定例会が去る11月20日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、11月17日開催の当委員会において報告いたしました平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算の1件が提出され、原案どおり可決されました。

報告事項につきましては、平成17年度石狩湾新港管理組合一般会計歳入歳出決算に関する件についての報告があり、認定されたところでございます。

また、専決処分報告の件といたしまして、臨港道路における自動車事故に伴う道路管理かしによる損害賠償の額について、平成18年11月8日に専決処分したとの報告がございました。

委員長

「石狩湾新港管理組合の財産の処分について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

石狩湾新港管理組合の財産の処分について、平成18年12月7日付けで管理組合から協議がございましたので、報告いたします。

本件は、石狩湾新港西ふ頭1号岸壁の供用開始により、大型船舶の入出港が予定され、これまでひき船業務に使用していた「ひうら丸」では能力不足となったことから、民間会社が所有するひき船を使用することとしたため、不要となったひき船「ひうら丸」を、平成19年2月をめどに売払いにより処分するというものでございます。

市といたしましては、同意してまいりたいと考えてございます。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第19号公の施設の指定管理者の指定について」

(経済)観光振興室佐藤主幹

議案第19号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

現在、経済部観光振興室が所管する公の施設である小樽市鯉御殿につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成16年4月1日から株式会社小樽水族館公社が指定管理者として業務に携わってきておりますが、平成19年3月31日をもってこの業務が終了となります。このため、市といたしましては、本年9月1日から9月15日までの申請期間を定めて、新たな指定管理者を公募したところ、株式会社小樽水族館公社1社のみ応募があり、去る10月23日に開催されました小樽市公の施設指定管理者選考委員会において、同社が選定され、同条第6項の規定により、本定例会に本議案を提出させていただいております。

なお、指定期間についてであります。平成19年4月1日から平成22年3月31日までになります。

次に、選定の理由であります。当該施設の効果的かつ効率的な管理や事業を安定して行えること、また、平成16年度から3か年の指定管理者としての管理の実績等を考慮した結果、引き続き同社を指定することにより、事業効果が十分に期待できるとの判断によるものであります。

委員長

「議案第22号石狩湾新港管理組合規約の変更について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

議案第22号石狩湾新港管理組合規約の変更についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、「出納長」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める内容のものでございます。

委員長

「報告第1号専決処分報告について」

(港湾)施設管理課長

報告第1号専決処分報告について説明いたします。

本件は、平成18年2月10日午後6時30分ごろ、第2号ふ頭市営上屋3号の屋根が大雪に伴う積雪荷重により崩壊し、北日本倉庫港運株式会社及び北海道通運株式会社が保管していた物品に損害を与えたため、この賠償額を平成18年10月5日に専決処分したものであります。賠償額につきましては、北日本倉庫港運株式会社に対し654万1,006円、また、北海道通運株式会社に対しましては1,031万1,393円であります。

なお、このたびの事故を踏まえ、今後につきましては、施設のパトロール等のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

議案第19号について

議案第19号に関してお尋ねします。

鯨御殿の問題について、平成15年第4回定例会でいろいろ議論させていただきました。そこで、そもそも地方自治法第244条の2の改正で、現在の仕組みがつくられたわけです。公の施設でありながら、結局利益追求を目的とする民間会社に、投げ出しても構わないというふうに地方自治法が改正されました。まず改正前、公の施設について一定の枠組みがあったわけですが、公の施設の取扱いといいますか、管理のあり方というのは、その前後でどういうふうになっているのでしょうか。

(経済)観光振興室佐藤主幹

現在の指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正ということで、それ以前は平成3年に改正された部分で、そのときは公の施設の管理委託という考えで、管理委託先をまず条例に定めるということになっておりまして、委託先につきましては、地方公共団体とか、それから水道組合とかいろいろ入ってまいりますけれども、そのほかに公共的団体、例えば日本赤十字社ですとか、農業協同組合とか、生活協同組合とか、それから現在、地方自治法第260条に定めがありますけれども、地縁団体、町会ですね、こういうところ、そのほかに新たな概念で平成3年の改正に入ってまいりましたのが、当該地方公共団体が出資する法人ということで、2分の1以上、50パーセント以上出資している法人、そのほかに、これはその法律を受けた施行令とか施行規則で書かれていますけれども、4分の1以上出資している法人であっても、例えば取締役とか監査役とか、それから支配人を2分の1以上出していると、それから当該公の施設を管理するためにつくられた法人であるとか、そういうことで今言いました公共的団体、公共団体、その他が当該地方公共団体が出資している法人というのが管理委託先だったということです。

古沢委員

つまり平成15年の地方自治法改正前は、当然法律上は公の施設の管理について一定の制約を行っていたわけで、今話のあった平成3年以前については、基本的には公の施設というのは国であり、地方自治体が管理の責任を負うべきものというのが基本的な考え方として、それ以前はあったのだと思うのです。それが15年の改正で、いわば何でもありという状況になってきました。

そこで、市の鯉御殿条例の第1条で鯉御殿とはどういうものなのかを規定しておりますけれども、説明してください。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

小樽市鯉御殿条例第1条につきましては、鯉御殿の設置について規定しております。昭和35年に北海道の有形文化財となりましたしん漁場建築、この保存と、ニシン漁の歴史の伝承を通じて市民文化の向上を図り、あわせて観光に資するため、この施設を設置するとなっております。

古沢委員

有形文化財であるこの建築物の保存、それからニシン漁の歴史の伝承、市民文化の向上、これがいわば鯉御殿の本文規定といってもいいのではないかと思うのです。あわせて観光に資すると、これが鯉御殿なわけです。あわせて観光に資するから経済部が所管をしているわけですが、平成15年のときには、どうもこれは逆立ちだなというふうに議論させていただきました。

そこで改めて聞きますけれども、鯉御殿というのは社会教育施設なのでしょうか、観光施設なのでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

地方自治法第244条、公の施設の規定は、観光施設そのものについては公の施設になり得ないということです。例えば観光客相手の宿泊施設等は、公の施設ではないということになります。

それで、設置目的の中にもありますけれども、市民のために設置したと、福祉向上を図るために設置したと、それから当該地方公共団体が設置する施設だと、それから当該地方公共団体の住民の利用に供すると、こういうのが第244条の趣旨でありますので、ですから社会教育施設か観光施設かといいますと、社会教育施設であると。ただし、そのとらえ方によっては、観光客から見ると観光施設の要素も濃いと。ですけれども、条例設置の施設でありますので、社会教育施設であるとしています。

古沢委員

参考までに、例えば市立小樽図書館条例がありますが、その第1条で市民の教育と文化の発展ということをやっています。生涯学習プラザ条例の第1条では、生涯にわたっての学習する機会をうたっています。博物館条例第1条では、市民の利用、学術及び文化の発展。市立小樽文学館条例の第1条では、教養、調査研究、これらをやっています。つまり、社会教育施設だということをしかりと位置づけて、教育委員会が所管する、管理をする施設になっているわけですが、残念ながらこの道指定の有形文化財である鯉御殿は、なぜか経済部が所管をしています。前回は、ぜひこの点をしかり整理をしようではないかということ提案しました。

そこで伺いたいのですが、(仮称)新博物館基本計画というのが示されておまして、その中で社会教育施設等の現状と課題という2ページのところで、こういうふうに言っています。

「本市においては、郷土に根差した文化の保存・継承・創出などのため、博物館や文学館、美術館など、多くの社会教育施設を有しているが、施設間の連携が十分に発揮されていない、有機的なつながりの確保が必要だ」というふうに現状と課題を取り上げています。この中で、小樽市の社会教育施設等というふうにして挙げられていますが、その他の施設の中にニシン漁場建築(鯉御殿)というのがあります。社会教育施設だということを明確に位置づけているのですが、この基本計画に沿って言えば、いわゆるかぎ括弧つきですけれども、観光施設の色の強い管理、所管から、教育委員会の方に所管替えをしていくという方向が見えてくるわけですが、平成15年の

ときに問題提起をしていたことと重ねて、その方向性が今どのように示されようとしているのか、念のため伺っておきます。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

新総合博物館の計画策定に当たりまして、庁内で関係部長会議、その下にワーキンググループの関係課長会議がございまして、私は鯨御殿を所管しておりますので、その会議に入りまして、いろいろ検討していただいたということもあります。その中では、やはり教育委員会といたしましても、鯨御殿については、社会教育施設というのが一義的にあるという中で、博物館と青少年科学館、交通記念館、これを類似施設という中で一体化して、新総合博物館をつくる。そして、現在あります博物館は分館としての位置づけとする。そして、そのほかに旧日本郵船小樽支店なり、それから図書館、文学館、美術館、それから手宮洞窟保存館、こういうものを今一体で管理し、サテライト化を将来的に図っていこうと。その中には教育委員会以外が所管している公の施設があるだろうという中で、鯨御殿について協議しております。なおかつ、建設部も長橋なえば公園の中にあります森の自然館についても、これもサテライトの一環で、学芸員等を配置することによって社会教育施設のますますの有効活用が市民に対して図られていくだろうということが進められているということです。

古沢委員

社会教育施設としてのしっかりした管理・運営にしていこうという方向が出てきているわけですね。それで、この間、平成16年度、17年度、そして3年目ですが、小樽水族館公社が指定管理者としてこの施設の維持管理・運営を行っています。指定管理者の業務仕様書ですとか、16年度、17年度の決算報告書などによりますと、施設の維持管理、確かにそのために投下された税金が使われているということはわかるのですが、では例えば今参考までに挙げました(仮称)新博物館基本計画の中で、鯨御殿というのは事業展開としてどういうふうに考えているのか。まさに社会教育施設だというふうに思うのですが、このように言っていますね。

「ニシン場資料館として、ニシン漁関係資料の集約と展示の充実、ニシン漁にかかわる各種講座、ニシン漁場料理の調理実習など、こういったものを独自の事業として展開していく。特徴を生かした資料展示などを行っていく。」鯨御殿では、今言ったような例を挙げて事業展開を行っていこうと。これは、社会教育施設というふうに位置づければ、当然のことだと思うのです。それが、この16年度、17年度、18年度に、小樽水族館公社を指定管理者として、社会教育施設的事業展開というのは、実際にはどのようなことが行われてきているのか、参考までに示していただきたいと思います。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

平成16年度から始まりまして、この3年間なのですけれども、初年度、16年9月8日に台風18号の被害によって、翌年の7月16日まで営業ができなかったということでありまして。それで、16年度、17年度、今年度も含めてなのですけれども、現在、何が社会教育施設として指定管理者が行っている業務かといいますと、例えば視察に来た方々に対する説明ですとか、小中学生の修学旅行に対する館内の説明、案内ですとか、そういうのが一つ主になっているかと考えています。

古沢委員

やはり限界があるのです。指定管理者からは事業計画の提出を求めて、その実績について報告書が求められる。その報告書の中身も、施設の維持管理にとどまる。やはりいわば観光施設の維持管理というのが経済部所管で言えば中心にならざるを得ないと思うのです。ここには、社会教育施設としての教育委員会側の働きかけというか、参画の仕方というのは、残念ながらこの間の実績からすれば何一つ見えてこない。こういう状況だというふうに思うのです。

北海道指定文化財ですから、文化財保護法の適用の範囲の歴史的な建築物ですが、その文化財保護法では、これら文化財に対して保存、活用、運営の仕方とか、それはどこが責任を持つ、どこの仕事、任務だというふうに規定

しているのでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

文化財保護法が手元にございませんでわかりません。

古沢委員

参考までに言います。「文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。」このように第 1 条で言って、その後第 3 条で、「政府及び地方公共団体の任務として、これをしっかりと保存・活用を図っていく」と文化財保護法では規定されているわけです。本来、地方自治法が平成 3 年なり平成 15 年に改正されてくるのですが、そこで枠が広がって何でもありというふうになるのですが、公の施設の中でも、例えば社会教育施設、もっと狭めれば文化財等、こういったものについては、もともとの文化財保護法に立ち返れば、何でもありという考え方をとっていないのです。とっていないというのか、そういう地方自治法の改正に伴って文化財保護法が取り残された、追いついていないというふうには人によっては受け止めるかもしれませんが、しかし、この文化財保護法の規定というのは、しっかり行政の中に位置づけていかなければいけない。中でも、(仮称) 新博物館基本計画の中で示されているように、社会教育施設としてのありようといいますか、管理の仕方、活用の仕方というのが、先々、近い将来示されている中で、そのことは何よりも最も重要なことではないか。そういうふうを考えれば、引き続き小樽水族館公社に指定管理者として維持管理を任せるという方法よりは、(仮称) 新博物館基本計画に沿う形でいったん、いわば市の直営に戻して、そして全体の社会教育施設の管理のあり方、運営の仕方の中で検討するという大事な期間がこれからの数年間ではないかと思うのです。ですから、引き続き指定管理者として小樽水族館公社に任せるといふ、この議案第 19 号について、賛成はできないと考えるのですが、いかがですか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

来年の 7 月 14 日で、小樽市総合博物館として新博物館、総合博物館が旧交通記念館の場所で開設するということですので、サテライト化、一元化については、今後といいますが、今も含めて、それから将来にわたって教育委員会の中で検討されていく。それで、例えば教育委員会以外が所管する施設であれば、その都度個別の話合いのもとで一元化に向けた取組が行われていく。それで、今後相当な時間を要するだろうという中では、私ども観光振興室としましても、ずっと鯉御殿を管理しているわけですので、引き続き地方自治法の新しい規定に沿って、指定管理者として小樽水族館公社に行っていただきたいと考えていますし、この 3 年間の実績というのも、そういうふうな台風の被害に見舞われましたけれども、協力体制は指定管理者としては十分であったということと考えております。

古沢委員

整合性がないではないですか。(仮称) 新博物館基本計画で言えば、社会教育施設として位置づけて進めていこうと一方では言っておきながら、一方では引き続きこの鯉御殿を、いわば観光的な社会教育施設と、例えて言えば、そういうことで、観光を頭にして、引き続き指定管理者に維持管理を任せようというのは、いかにも整合性がないです。

今必要なのは、それこそ一元化を図って、所管を教育委員会に移して、そしてしっかりとした教育施設として検討していくということが必要なのではないのでしょうか。このまま小樽水族館公社に指定管理者としてお願いをしておいて、社会教育施設的扱いになったときに、それでは維持管理で実績のある小樽水族館公社が、果たして社会教育施設としても運営を担っていくことができるのかどうかということもはなはだ疑問です。こういう整合性がないという点からも、この点は早急に改めてほしいということをお願いして、私の質問は終わります。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

委員がおっしゃるとおり、社会教育施設であるということは、私どもは十分踏まえております。ただ観光的な要

素もあるということで、いろいろな経緯の中から、現在、観光振興室が担当しております。

それで、水族館公社におきましては、市の施設は初めてという指定管理者を 3 年間行っていたという中で、次年度以降の 3 年間ですけれども、事業計画書の中で、その社会教育的部分を前面に押し出すような活動、といいますのは、やはり小学生、中学生、これは特に市内の小中学生ですけれども、そちらの方にこの施設の入館を働きかけて、例えば小樽市におけるニシン漁の成り立ちから最後までとか、この鯨御殿がなぜここに設置されているのかとか、そういう社会教育的な面を伝える中で入館者増を図っていきたいという意気込みでありますので、そういうことで、現状としましては、指定管理者の議決をいただければ、あくまで小樽水族館公社の方で行ってまいりたいというふうに考えております。

古沢委員

なおさら教育委員会の方が合うのではないか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

先ほども説明したとおり、新総合博物館のサテライト化ということを一方で進めておりますので、これについては、かなりの確率で、時期的には今すぐとはならないそうですけれども、検討されているということでもありますので、将来的には古沢委員の御指摘のとおりのような所管になるうかと考えています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

まず、港湾部にお尋ねします。

石狩湾新港にマイナス14メートルの岸壁を備えた大型のふ頭の使用が始まって、念願でありました 5 万トンクラスの大型船舶の入港が可能となり、港湾部の方にも明るさがちょっと見えてきたなという、そういう気がいたします。

木材チップ船について

そこでお尋ねしますが、何か木材チップ船が年間20回程度入港ということで、今日の新聞にちょっと載っておりましたけれども、この20回程度入港することによって収入はどのぐらいになりますでしょうか。

(港湾) 港湾整備室大野主幹

新聞紙上では、チップ船が20回程度というふうに記述してございますが、船型によりまして、年間15回の場合もあれば20回の場合もあるということで、それにつきましては予測が今つかない状況であります。

石狩湾新港管理組合で、そういう状況も踏まえながら、おおむね年間の収入につきまして想定している金額でございますが、入港料、係船料、それからチップヤード等荷役機械という一連の施設使用料ということで、おおむね 1 億3,000 万円程度の収入を見込んでいるところでございます。

井川委員

このチップのほかに、例えば鋼材だとか、ほかのものが入るような、何か考えているものがありますでしょうか。例えば小樽として入港する予定があるか、あるいはどういうセールスをしたらどんなものが入ってきそうかという、そういう何か希望のあるものがありますでしょうか。

(港湾) 港湾整備室大野主幹

西地区のマイナス14メートル岸壁の計画を立案した時点では、今、委員の御指摘のように、鋼材ですとか、その他の貨物であれば木材ですとか、水産品というような貨物が想定されてございます。ただ、今チップが入港しましたけれども、その他の貨物について入港予定とかにつきましては、今のところめどは立ってございません。

井川委員

何といっても船が入らなければまず収入はないということで、頑張ってトップセールスに励んでください。

コンテナの取扱いの推移について

次に、直近で、平成15年から結構でございますので、コンテナの取扱いの推移についてお尋ねします。

(港湾)港湾整備室大野主幹

石狩湾新港のコンテナの取扱量につきまして、平成15年から17年について報告いたします。

20フィートのコンテナの個数で、15年が3万177本、16年が2万9,874本、17年につきましては2万8,907本という実績になっております。

井川委員

少しずつ減ってきているのは、どんな理由でしょうか。

(港湾)港湾整備室大野主幹

減少した確たる理由につきましては、詳細については伺ってはございませんが、過去、平成15年には2便体制になっていたという状況がございます。ただ、17年に2便体制が1便体制に変わっているのですが、それによる減少幅としては、ふだん影響はないと聞いているのですけれども、今、石狩湾新港に入港している航路は、韓国と結ばれている航路が主でございます。道内各港、小樽港以外の港につきましては、韓国との航路が開設されていることにより、いわゆる航路の利用度が年によって若干変動しているものと想定されるところであります。

井川委員

この新聞にも出ていますけれども、非常に札幌に近いということで、わずか15キロメートルしかないということですので、30分もあつたら大型トラックでもどんどん行けるという状況ですので、ぜひあまり減らさないような、そういう努力をしていただきたいと思います。

ガントリークレーンについて

ガントリークレーンの使用状況はどういうふうになっていますか。使用料も含めて、どのぐらいになっていますか。

(港湾)港湾整備室大野主幹

石狩湾新港のガントリークレーンの使用料につきましては、平成18年度予算ベースで申しますと、クレーンの使用料といたしましては、2,300万円ほどを見込んでいただいております。

井川委員

本来であれば、もう少し使ってほしいところなのですが、このガントリークレーンについては減免ですか、ちょっと減額されている部分もあるので、たくさん船が入ってくることによって、これはたくさん稼働してほしい。ガントリークレーンというのは安いものではないですから、できるだけ使用料収入が上がるような工夫をしていただきたいと思います。

農業人口と平均年齢について

次に、経済部にお尋ねいたします。

まず、今朝の新聞ですけれども、農業、漁業の後継者問題で非常に深刻な状況を迎えているということですが、現在の農業人口と農業者の平均年齢をお尋ねいたします。

(経済)農政課長

小樽市内の農業人口でございますけれども、平成17年の資料でございますけれども、524名になってございます。ちなみに、3年前、平成15年におきましては561名でございますので、37名減少してございます。

それから、農業者の年齢ということでございますけれども、経営主の平均年齢は70.4歳でございます。家族と農業に従事している方の平均年齢は66.2歳となっております。

井川委員

農業後継者について

農業の従事者も減ってきて、しかも高齢化している。これはまさに小樽の状況そのものだと思うのですけれども、これはもう小樽がこういう状況だから、やむを得ないから黙って見ているというわけにはいかないと思いますので、野菜を食べたり、そういうことをするというのは市民ですから、やはり健康のためにも、これから小樽というのは、地産地消を大いに進めていく上でも、どんどん高齢化していくから農業者はいなくてもいいというふうにはならないと思うので、これはちょっと知恵を出して何とかひとつ、例えば農業を考える会とか、農業後継者を育てる会とか、そういう名称は何でもいいですから、少し知恵を出してもらえような人を集めて、年寄りばかりを集めないで若い方も集めて、やはり農業は大切なのだと、これから小樽を背負っていくような人たちにできるだけ農業に従事してもらおう。農業はやはり魅力はあまりないと思うのですよ。絶対に魅力があって、では私がやりましようという方はあまりいないと思うのですけれども、でもやはり中には何とか頑張って小樽の農業を支えていくという人もいると思うので、そういう人を発掘するためにも、何とかひとつ頑張って、そういう委員会でも組織して、農業の後継者を育てるという、そんなような考えはないでしょうか。

(経済)農政課長

その知恵を出してということなのだと思いますけれども、確かに平均年齢70歳と高いのですけれども、中には若い方もいまして、「おしよる水車の会」という会があって、このグループの方は自分たちで農作物の直売所を開いたり、そういう活動もされていますので、そういう方々との連携をとって、農業に対する魅力づけであるとか、発展についていろいろやっていきたいと考えております。

小樽市の事業といいますが、先進地視察的なことで農業者の方を集めまして、市のバスを使いまして、視察にも行ってございます。それによりまして、その直売所が非常に成功しているところだとか、特異な農産物をつくっているところだとか、小樽でもそういうことができないのかと。そういうようなアイデアをもらおうということもありまして、そういう先進地視察をやっておりますので、そういう中からも農業振興には市として取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

井川委員

いろいろと取り組んでいるようですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

漁業人口と平均年齢及び後継者について

それから、同じく漁業についてもちょっとその辺、お願いします。

(経済)水産課長

漁業関係ですけれども、漁業には沿岸漁業と沖合漁業とがありまして、沿岸漁業に絞って述べたいと思いますが、沿岸漁業の現在の正組合員数は、小樽市漁業協同組合になりますけれども、205人です。平成15年ですと217人ということで、12人ほど減っています。

それから、平均年齢ということですが、これは具体的に押さえておりません。ただ、60代の部分ですけれども、60代後半ということでは聞いていますけれども、これについてはわかりません。

それから、新規の後継者等についてですけれども、平成14年には1名、15年3名、16年3名、17年3名、何か今年についてはもう少し多いようにも聞いていますけれども、数字は定かではありません。

家族構成の中で、家庭内の後継者ということでは、祖父と孫というような家庭は1世帯、親子というのは21世帯ということで聞いております。

漁業の後継者、親子ばかりではないですけれども、後継者ということですが、やはり漁業につきましては、朝が早かったり、労働がきつかったり、あるいは安定した収入といいますが、生産がその年によって違ってくるという、大変きつい産業かと思っております。そのために、市独自ではできないものですから、国や道、あるいは小

樽市漁業協同組合等とタイアップしまして、管理型漁業としまして、例えば囲い礁といいますか、ウニの生産の場をつくったり、タコの産卵礁あるいは水ダコの産卵礁ということで生産性も増やしてやっていきたい。あるいは、漁業者がそういう漁業をするに当たって、漁場へ出られる回数を多くするとかいろいろな意味も含めて、漁港の整備とか、船揚げ場の整備とか、そういう部分なんかもやりながら、できるだけ漁業者、あるいは外から漁業を見守る方にとって漁業をしてみたいというような環境づくりを現在やっているところであります。

井川委員

漁業者の方、年に10何名減っていますけれども、後継者が何名かいるということで、まだ見捨てたものではないということで、ひとつ頑張ってくださいと思います。

漁業者の方が、この前東小樽海岸でしたか、90何歳の方が亡くなったということで、非常に自然は過酷ですから、波というのは。亡くなったということですが、90何歳で海に出られるのだなど。逆に若い人たちがもっと頑張らなければという、そういう気持ちになったのではないかと思うのです。ですから、市が助成をしたりするお金がないものですから、非常に大変だと思うのですが、お金をかけなくてもやはりいろいろアドバイスをし、後継者をしっかりとつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

商店街の歩行者通行量調査結果について

次に、歩行者通行量調査結果について資料をいただきました。それで、都通り商店街が少し明るい。サンモール一番街、花園銀座商店街は減少しているという結果が出たということで、その都通り商店街の明るさというのはどのような要因によるのでしょうか。

(経済)本間主幹

このたびの歩行者通行量調査結果でございますが、全体の傾向としては、やはり下げどまりにはなってございません。特に今回は、昨年10月に丸井今井小樽店が閉店した後の調査ということで、どのような数値が出るかということで注目をしていたわけですが、結果としましては、サンモール一番街が大きく落ち込んだ。ただ一方で、今、委員からお話がありました都通り商店街は、秋の平日の調査では、10パーセントほど増加しております。この要因としましては、例えば空き店舗が昨年の同時期で言えば、6店あったのが4店に減少したですとか、丸井今井小樽店で買物をされていた方々が、例えば長崎屋の方に食品売場を中心としてシフトしているとか、また、丸井今井小樽店で営業をされていた婦人服店が都通りで開業をしたとか、そういった要素がありまして、都通りの方が若干通行量が増えたというようなことで認識してございます。

井川委員

私が、先日、サンモール一番街の入り口で佐呂間町竜巻被害の募金活動をやったのですが、ほとんど人が来ないですね。箱を持っていても、本当に来る人をどうやってつかまえようかと思うくらい全く人通りがなくて、情けない思いをしました。これでは小樽はもう活性化は望めないのかと、そういう悲観的な考えも私も持って、本当にこれはもうだめだなと思い、そういう気持ちでいっぱいでした。やはり丸井今井がないということが、まず大きな原因だと思うのですよ。

ところで、新聞によりますと、釧路や苫小牧はもうある程度立ち直っているような状態ですね。苫小牧は早くにどこかの商業施設が丸井今井跡に入っている。今、新聞紙上では、釧路も何とか営業する方が出てきたということで、ちょっと形態的に、小樽とは違うのかもわからないけれども、ほかの都市は随分と立ち直りが早いのに、ちょっと小樽はのんきというか、小樽独特の気風というか、しょうがないかというあきらめというか、そんなものを非常に私は感じるのですが、その辺いかがですか。

(経済)本間主幹

道内で、小樽のほかに苫小牧、釧路が閉店しました。苫小牧の方は、最近、札幌の不動産業者が中心となって幾つかのテナントを集めて営業しました。また、釧路におきましても、開業に向けて準備を進めているというような

情報を新聞等で承知しております。

小樽との大きな違いで言えば、丸井今井小樽店というのが、平成 2 年度稲穂 1 丁目優良再開発事業ということで、小樽グランドホテルから丸井今井小樽店、そして横のアネックス館という一体の建物として設置されております。そのときに、総事業費として約 120 億円あったわけですが、金融機関からの借入れが当時約 60 億円ございました。ただ、この平成 2 年で見ますと、バブルの経済がありまして、まだ地方都市におきましては、その余波があったということで、計画もそういった好景気を反映したということで、当時 60 億円の借入れがあったのですが、家賃の上昇でカバーしていこうというような返済計画だったと聞いております。しかしながら、その後の経済の悪化といいいますか、その中でなかなか金融機関への債務を十分に返しきれていない。現在、約 40 億円の債務がまだ残っているということです。

またあと一つは、苫小牧、釧路店は丸井今井が所有しておりますものですから、丸井今井の再建計画の中で、債務の圧縮ということですぐにでも売却できるというような状況があります。

ですが、小樽の場合、今申し上げましたような金融機関の債権のほかに、あそこが一筆で共有名義になっている。その多くがあそこの施設を管理・運営しています小樽開発株式会社が持っているわけですけれども、そのほか丸井今井だとか小樽グランドホテルだとか、またあそこの中で営業していた地権者だとか、そういった方々が非常に複雑に絡んでいる。そういった状況と、施設の 1 フロアの面積が狭いだとか、又は駐車場の問題だとかがありまして、委員の方からのんびりというようなお話もありましたが、決してそのように考えてはおりませんで、管理・運営している小樽開発が中心となって、行政としましてもあそこの施設を再活用して、中心市街地、中心商店街の活性化にとって最も効果のある姿として再生できるように、小樽開発等と一緒に取り組んでいるというような状況にあります。

井川委員

いろいろな悪い条件が全部小樽の丸井今井に重なっているというような感じですから、これはやむを得ないと思います。やはり何といても活性化するためには人が来なければだめなのです。人が来なかったら、どんなにいい店をやっても、どんなにいいデパートをつくってもだめなのです。とにかく人を集めることが大事だということで、私はまずあそこで、例えばアネックス館の地下がずっとあいていますが、ああいうところで、例えば地産地消として、農家でとれた野菜を毎週、例えば土曜日なら土曜日に売ると。そうすると、やはり人が集まるのです。主婦というものは、私たちはすぐ目の色を変えて買いに行きますけれども、新鮮な野菜が買えるのだといったら、何が何でも朝起きて買いに行くのです。ですから、毎週そのイベントをやる。そしてイベントをしたついでに、後ろの方もあいていますから、そこで例えばオープンカフェみたいな喫茶店をやって、コーヒーを飲んで帰ってもらうとかというと、一挙両得で、人は来る、物は売れるということで、やはり人が来なければラーメン 1 杯も売れないわけです。ですから、やはりそういう部分で、何かもっとアイデアを出して、そのイベントを最大限に実施して、何とかしたい。イベントでやはり都通日も結構人が出ていたと思いますよ。ですから、そのイベントを何回も繰り返すことによって、集客をねらって、頑張ってみてはいかがなものか、何かそういう考えはないでしょうか。

(経済) 本間主幹

今お話がありましたように、確かに都通り等のイベントをやって、にぎわいを回復するというような状況もあります。

例えば今年、そういった意味では、中心商店街の元気づくり事業というものに取り組みました。これは、北海道中小企業総合支援センターの補助金を活用しまして、また、市としても補助金を、中心商店街元気づくり事業費として計上して、また、中心部の都通り商店街、サンモール一番街、花園銀座商店街からも事業費を負担していただきまして、中心商店街が連携して行うということで取組を行ったところです。

先ほどの歩行者通行量調査結果では、決められた 6 月と 9 月の限定的な日にちなものですから、ああいった結果になりましたが、このイベント開催時には、実行委員会の方からは通常のやはり倍ぐらいの入込みがあったということも聞いております。

委員からお話のありましたサンモール・ネオの地下におきましても、骨髓バンクのキャンペーンに有名女優を招いて、そういったイベントを組んだり、また、最近ではちょっとした小物だとか、食品を売る店を催事として開いたり、そういった短期間ではありますけれども、連続してそのような催事やイベントを開催していくことによりまして、少しでも商店街の集客を高めていくことは可能かと思っております。今年行いました元気づくり事業なのですけれども、この補助金を導入いたしました北海道中小企業総合支援センターの考えでは、基本的に 2 年間は助成ができる可能性があるということをお伺いしておりますので、これらの事業を活用して、来年度につきましても、にぎわいづくりのためのイベントを商店街の皆様方とともども検討してまいりたいというふうには考えております。

井川委員

私、先日、たまたま安倍総理主催の勉強会に出席することができました。そこで総理がおっしゃっていましたが、とにかくこれからは地方がアイデアを出す時代だと、アイデアのない地方はもうだめだよと。アイデアのあるところとないところと、もうこんなに差がつくよと。ですから、そのアイデアに対して、どんどん交付金を出して、大いに応援しますから頑張ってくださいということで、私は経済部が一番そのアイデアを出せる部署ではないかと思うのですよ。ですから、ぜひ下の方にならないで、上の方に、もうトップクラスの方に上がって行って、小樽の経済はこれだけ頑張っていると、とにかく変わったアイデアでなければだめなのですね。平凡なだれでも出すようなアイデアだったら全然助成がないのですよ。ですから、首相のねらいは、やはり小さいところが一生懸命頑張ってアイデアを出して、ちょっとこう発展していくと。次に町がいて、次に市がなって、そうすると国全体が発展していくと、活性化していくと。それが目的で、本当にどんなアイデアでも出していただければ、いいアイデアに対してはどんどん交付金を出して応援しますということなので、ぜひ経済部も頑張っていたきたいと思えます。

私は、何回か小樽駅長にお会いして、そのたびに私も随分頑張ったのですけれども、私がお願いしている間に、駅長が 3 回かわりました。3 人に、かわるたびに、こんな小樽駅のような駅はないよと、どこへ行っても、700 何万人も観光客が来るような街の駅ではないよと。ただあそこに、ハンバーガーショップと 100 円均一があるだけで、こんな駅はちょっと全国的に恥ずかしいよと。帰りに土産の一つも買えないような駅なんてないよということで、私は何回もしつこく言ったら、このたび駅の改札口の横の方に土産品売場ができました。この間、駅長いわく、非常に売行きがよくて、ほくほくだということなのです。それでも民間ですから、いくら収入がありましたかとお聞きすることはできなかったのですけれども、あそこで、ルタオとか、館とか、それからあるいはワインとか、いろいろなもの、小樽の名物をちょっと置いているのですね、私も何回も買いに行きました。あるときは、カルビーの「ジャガぽっくる」という北海道限定販売の菓子が並んでいたのです。行ってみたら、客が並んでいるのです。それが私のちょっと前で売切れなのですよ。私も何でもいいから並んでみて、とにかくわらにもすがる気持ちで一生懸命、私も勉強しながら行っているのですけれども、本当にそのぐらい売れているのです。だから、やはりああいうふうにして売っていかないことには、なかなかこうはならないので、やはり大いに声を出して言っていかなければだめだと思うのです。しみじみ私も感じて、先日駅長に御礼を言ってまいりました。

そして、このたびその駅にも、小樽市内の案内板ですか、入り口に立てていただきました。あれも本来だったら有料だというのですよ。けれども、小樽市はお金がなさそうで、お金をいただけそうもないので、本社に見つかれば私は首かもわからないと。けれども、首をかけても小樽市のため、観光のために私は頑張りたいという駅長の大変力強い言葉をいただいて、私も感動いたしました。ぜひよろしく願いますということで、御礼を申し上げてきまして、本当にやはりいろいろと、私もしつこいのですけど、何回も言って、ようやく何か物になるというよう

なそんなところがあるので、ひとつよろしくお願いします。

ドリームビーチの銭函3丁目駐車場について

最後に、ドリームビーチの銭函3丁目駐車場なのですけれども、2年続けていくらか借金が返せたと。やはり相当地まだ債務は残っていますので、小樽市は非常に財政が厳しい折、やはり借金を返していくという姿勢で頑張っていたかなくてはならないと思うのです。経費がかかりすぎたので、もう仕方がないと、こういう考え方ではなくて、前向きに、1円でも多く借金を返すという佐藤主幹の大変一生懸命な姿を私も目の当たりにしました。非常にその経費を縮めたということで、去年と一昨年は借金返すことができた。

来年については、どのような考えでしょうか。同じような運営方針でいくのか、お聞きします。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

お褒めの言葉をいただいたのですけれども、一応、平成16年度から、今年度で3か年度黒字ということで、それで今年度末で7,300万円の貸付金が残るわけです。平成7年度に、海水浴場対策委員会に貸し付けている分が1億4,600万円ですから、ちょうど11年で半分になっておりますので、今後もまだまだ年数はかかるかと。今年の場合は、歳入に対しての経費が、差引きで730万円ほどプラスになっているのですけれども、天候にとっても恵まれたということが一つございます。それから、経費も相当圧縮しまして、初めて1,000万円以下であそこの運営を行ったということがありまして、ちょっと経費的にはもうこのあたりが限界かと。そして、来年度につきましては、市道石狩線のところの駐車場と境を分けているくい、まくら木なのですけれども、悪いやつがいて、相当引き抜かれておりますので、その間から悠々と入られたりしてしまいますので、そのさくを補修しなければならないという問題があります。けれども、まだまだ不陸整正工事等も、ほかに安くできる方法もあると聞いておりますので、経費はこの程度で頑張っていこうと。それで、収入の方については、あくまで天候といいますが、天気頼りということもありますので、その中でも収入を多く上げて、経費を縮めて、なるべく借入金を少なくするという方針は前年どおり変わりありません。

佐々木(茂)委員

ガントリークレーンについて

まず、先ほどの井川委員の質問に関連してであります。

小樽港のガントリークレーンについては、昨年の実績が1万4,292TEUとのことですが、使用料はいつからちょうどいする形になっていましたか。

(港湾) 企画振興課長

歳入につきましては、3年間を優遇期間として全額免除しておりますけれども、今年度につきましては、機械使用料として約1,000万円の歳入を見込んでおります。

佐々木(茂)委員

チップヤードについて

それから、先ほどのチップヤードの件でございます。7万平方メートルにわたる面積で、21億円をかけて建設されたということですが、そのチップヤードについて、固定資産税が入るのではないかと思うのですが、どの程度を見込んでいるのでしょうか。

(港湾) 港湾整備室大野主幹

石狩湾新港の西地区のチップヤードにつきましては、公共の財産でございますので、石狩湾新港管理組合の財産でございますので、固定資産税は入ってまいりません。

佐々木(茂)委員

21億円、7掛けにしても15億円ぐらいと計算をしたのですが、公共の財産で、入らないのですね。

ホタテ養殖場について

次に、ホタテ養殖場のことについてお伺いします。

復旧工事が、被害額 4 億 7,000 万円ほどの被害だということで、以前の経済常任委員会でも報告がありましたが、復旧工事のやり方は、今のものそのままなのか、どのような形なのか、復旧工事を行う期間、それから予算措置はどうなったか。さきに今定例会に提案されるような話がありましたが、いかがでしょうか。

(経済) 水産課長

小樽市漁業協同組合が行いますホタテ施設の整備ですが、これまで区画漁業として 2.5 キロメートルと 3 キロメートルの長方形のところ、ホタテ養殖施設が 193 基ありました。そのうち 115 基が被害に遭いました。この多くは 12 トンのコンクリートブロックで支えていたのですが、それでは重さが足りないということで、128 基について 25 トンコンクリートブロックに合わせて、パラシュートアンカーというのですけれども、それを支えにして、30 トン程度の重さの役割をするものをつくります。それが 128 施設、それから無事だった施設のうちの 64 の施設については、そのまま場所を移動してきれいに並べ直して再度使うのですけれども、それについては、もともとの 12 トンのコンクリートブロックに補強のアンカーを加えて整理してやっていきます。

今回、予算の関係ですけれども、承認申請の結果、内定がまだ来ておりません。それで、1 月中旬ぐらいに来るのではないかと今言われています。その部分について、予算で、現在、当初の部分で専決処分ということで考えておりますけれども、場合によって、この工事が先づけといたしますか、先に工事に入ってもいい内容なものですから、場合によって第 1 回定例会で予算措置しても支障がないということになれば、そちらの方へということで、少し今考え方が動いておりますので、そこら辺はまた改めて決めましたら報告したいと思います。

佐々木 (茂) 委員

小樽市公設水産地方卸売市場について

次に、小樽市公設水産地方卸売市場、これについて、建築後 30 年ほど経過して、かなり老朽化が激しいのではないかと思います。それで、これらについて改修等の見込み、考えはあるのでしょうか。

(経済) 公設水産地方卸売市場長

施設につきましては、年々老朽化しておりまして、ほころびが出てきているという部分もあります。今回も、予算編成に向かって、建設部に点検を依頼しております。その中で、大きいものでいいますと、やはり電気系統とか、シャッターとか、あるいは屋根など、そういうものが老朽化しているということで伺っております。これらにつきましては、また限られた予算の中で緊急性を見ながら、年次ごとに提示していきたいと、あるいは 1 年でできないものについては、何年かかけてやっていきたいということで、また追って予算化する中で検討していきたいと思っております。

佐々木 (茂) 委員

高島の旧魚揚場について

それと、高島の旧魚揚場というのでしょうか、これについてもすごく老朽化の著しい施設だと思います。それで、これについては、貸しているのですね。そして、予算説明書を見ますと、貸地料と、それから貸家料ということになっていますが、この区分とその利用料金はどんな形になりますか。

(経済) 水産課長

高島の旧魚揚場につきましては、昭和 20 年代にできまして、新しく今の公設市場が昭和 53 年にできたということで、魚揚場としての役目を終わっています。その後、小樽市漁業協同組合、あるいは一部小樽機船漁業協同組合にも貸した部分もありますけれども、現在、小樽市漁業協同組合に、年に 160 万円ほどの借家料で貸しております。

これからの部分ですが、結構老朽化しているものですから、やはりそういう寿命と安全性と、それから利用者の要望等を加味しながら、今後管理していくことになるかと思えます。

佐々木（茂）委員

それで、管理するという答弁をいただきましたが、例えば何年ごろまでに、取り壊すとかという予定はあるのでしょうか。

（経済）水産課長

施設の老朽化が著しいということで、建設部に見てもらおうと、安全とは言い切れる部分でないけれども、何年という寿命というのもまた逆に言い切れない部分もありまして、やはり先ほどもちょっと申しましたが、利用者、それから今のコンクリートの落ち具合とか、そういうような施設の状況を考えながら、年次についてはちょっと断定できません。

佐々木（茂）委員

漁村の総合的な整備と多面的機能の発揮について

次に、自民党政務調査会の農林水産部会で示された概算要求の重点項目の中で、漁港、漁場、それから漁村の総合的な整備と水産業、漁村の多面的機能の発揮というふうなことで、例えば高齢漁船の更新促進だとか、収益性の向上につながる操業体制への転換と、このようなものが予算措置されたのではないかと思うのですが、この辺の情報について承知しておりますでしょうか。

（経済）水産課長

直接農林部会の部分についてはわかりませんが、私どもでは平成19年度に、水産庁の方では、現在、食料の生産自給率が55パーセント、それを65パーセントに上げたいということで、その中で、水産関係ではどういう部分で上げられるかということで検討されたのだらうと思いますが、その中で、10パーセント上げるには漁船による漁業がやはり必要ではないかということ。あわせて、今、そういういろいろな船については老朽化しているということで、平成19年度に、そのままいけば水産庁で予算要望として、50億円なりでそういう分に当てたいというふうに聞いております。

佐々木（茂）委員

確かに、今、課長に答弁いただきましたように、いわゆる経済成長戦略推進要望として50億円計上というふうにも伺っております。

企業の倒産について

次に、企業の倒産についてであります。

年末を控えると倒産するところもあるのかということで、過日、池田製菓の倒産という話が出てございました。それで、そのほかに小樽短大、今は小樽高川学園などの話がありました。それで、この最近の倒産に関して、できる限りで結構です、池田製菓のことだけしか報告できないのかと思いますが、現状の把握、倒産の経過等について、わかればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

（経済）産業振興課長

市内の倒産の状況のお尋ねでございますけれども、私どもは定期的に、市内にございます民間の情報機関から情報を収集しております。

暦年になりますけれども、平成18年では、今お話がございました昭和学園ですとか、先月でいきますと都自動車工業といったところも倒産してございますけれども、件数でいきますと、今年は11月までに13件となっております。昨年と比較いたしますと、昨年は16件、その前の年が12件ということになってございます。

ただ、先月ですけれども、商工会議所の主催で、毎年度末になりますと金融懇談会というのを開きまして、各金融機関の支店長から市内のいろいろなそういう融資の状況とかも伺っておりますけれども、特に今年は原油の高騰、あるいは池田製菓もたぶんそうですけれども、食品の製造につきましては、砂糖類が高騰しているということで、そういった影響を受けてかなり収益が圧迫されているのではないかというような報告があったところでござい

す。

佐々木（茂）委員

その倒産等に関連してなのですが、小樽高川学園が経営する小樽短大と小樽看護専門学校、小樽明峰高等学校、これらに勤務する職員の雇用の関係について心配しますし、池田製菓の関係についても雇用の関係は、どのような現状の把握をされているのか、お伺いいたします。

経済部次長

小樽短大の高川学園につきましては、まだ私どもには御相談というか、御連絡がございませんので、詳しくは承知をしておりません。

池田製菓につきましては、先日、12月15日に小樽公共職業安定所と道の商工労働事務所と私どもの三者で、従業員に関しての1回目の打合せ会議を開催しているところでございますが、その中で、公共職業安定所から示された情報では、従業員が66名、内訳としましては、正職員が17名、それからパートの方が49名、合計66名ということで、今日の19日をもって全員が離職届を提出するというので、この後、明日になりますが、それを受けまして20日の2時から、公共職業安定所におきまして、離職者の方々を対象にした求職あるいは雇用保険等の説明会を開催するというのを聞いております。

佐々木（茂）委員

池田製菓は、今後どういうふうに進んでいくのか、方向性はとらえられているのでしょうか。例えば別な会社をつくってまた経営するのか、他のところが来て、それを再建するのかというような、そのような話の動きはどのようなのでしょうか。

（経済）産業振興課長

池田製菓の今後でございますけれども、基本的にはその法的な手続をとらないで、弁護士一任という形で今進んでございます。

新聞に今報道がございましたけれども、これまで取引をされていた企業を含めて、3社から今アプローチがございます。12月13日に債権者会議があったわけですが、その翌日の14日に、過去に取引を、今も取引をされていた本州の会社と1度協議を行っているところでございます。残りの2社、それからその協議の時期については明らかにされておりませんが、そういった支援を希望される会社、キャラメルと豆とチョコレートをつくっておりますけれども、特にまずキャラメルの製造に関心がある3社と協議をするということで、先日、債権者会議の中で担当弁護士もおっしゃっておりました。その中で最後におっしゃったのは、そういった支援される企業と一定程度今後協議をするということで、年内時間をくださいというようなことでお話をされておりましたので、私どももそういった協議の動きを今後見ていきたいというふうに考えてございます。今、委員がおっしゃったようなことも考えているというのを聞いてございますけれども、現時点では定かではないということでございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

佐野委員

樽一小樽中央青果の経営状況について

公設青果地方卸売市場について、何点が質問させていただきます。

昨年、樽一小樽中央青果株式会社の再建に関して、非常に経営が厳しいということで、丸果札幌青果株式会社の

資本参加を受けて現在再建中であると、こういう状況でございます。今日の経済情勢、そしてまた目まぐるしいというか、大変なこの流通環境の変化あるいは需要の低迷など、まさにこの市場を取り巻く環境というものもますます厳しくなっている、このように見聞するわけですけれども、いわゆるその後、青果市場の経営状況は現在どうなっているのか、まずその点からお聞きしておきたいと思います。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

樽一についてのお尋ねでございますけれども、昨年9月から、役員の交代や資本参加など、札幌丸果の支援、それから市の市場使用料の減免措置などの支援によって、再建に向けて取り組んでいるところであります。

経営状況についてでありますけれども、昨年が取扱量、取扱金額とも、これまでの最低を記録したわけでありまして、今年度は11月末現在であります。取扱量が9.3パーセント、取扱金額で21パーセント前年を上回っている。ただ、人件費等経常経費を大幅に圧縮しているわけでありまして、販路拡大に向けて事業経費がかかっており、委託販売の減少と買い付けの増大などにより、利益率が伸びておりませんので、利益を上げるということまでは至っておりません。

佐野委員

実は経営的には順調なのかというふうに思っていたのですが、いろいろと今の報告にもあるように、意に反して売上げが伸びているけれども利益が上がらない、こういうような状況らしいのですが、では金額的にはどのくらい伸びているのか。伸びているけれども、なぜ利益が上がらないのか、その要因というのか、原因が一体どこにあるのか、こういうことについて分析していると思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

売上げについてでありますけれども、11月末現在で、金額的には、昨年同月比較で4億7,000万円ほど増えているということになっております。

利益が上がらない原因といたしましては、これまで卸売業者の主な収入というのが、生産者からの委託手数料であります。近年、市場外流通というものが増えまして、委託が減って、品ぞろえのために買い付けが増えている。委託手数料は、野菜では8.5パーセント、買い付けでは7パーセントと卸売市場法上定められておりますけれども、品ぞろえのためのこの買い付けにおきましては、それが5パーセントだとか2パーセントというふうに低くなっている。それから、今、新規で新たに買っていただく先ということで、市場開拓も行っておりますけれども、既存のそういう市場に参入するわけですから、利幅を低く抑えて販売するというでなければ、他の売主に対抗できないということで、こういうことも利益率が下がっていく原因になっております。それから、法改正がありまして、平成21年度からは、今の委託手数料も自由化される見通しになっておりますので、ますます厳しくなるかというふうに思います。

佐野委員

おっしゃるように、取引を取り巻く環境状況ということから、市場の動向だとか、もろもろ複雑な要素が絡んで、なかなか利益が上がらないという現状なのかと認識しております。

しかしながら、この卸売市場の存続あるいは再建というのは、市民の台所、あるいは市民にとっても、もちろん小売業者にとっても、そのこと自体極めて重要なことだと当然思います。今の状況、利益が上がらなければ、一生懸命頑張っているけれども、基本的に昨年9月と同様、再建が当然厳しくなるのではないかというふうに一般的に思うのですが、その辺について説明をしていただきたいと思います。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

卸売市場は市民の台所としまして、消費地市場という面と、それから近隣の生産者の方の生産市場という面がございます。ということで、その使命は重要ということで、急に市場がなくなるということはちょっと考えられない。

一方、法改正という部分も言いましたけれども、圏域の広域化だとか、市場同士の統廃合、小さいところの統廃合などということも、政策的に進められているということがございます。これらの流通関係の調査に迅速に対応するということが求められているのだと思いますけれども、市場の存続を図っていくということは非常に大事なことでというふうに考えております。

それには、今いる仲卸業者だとか、小売業者の方を初め、仲買業者が協力し合って、卸売業者をぜひ再建して何とかやっていきたいということで、今、協力・要望をお願いしまして、再建に向けて努力しているわけです。

佐野委員

昨年の 9 月に、札幌丸果の資本参加を得て、今日まで来ている。しかし、それがなかなか厳しい。

小樽市としては、いわゆる使用料の減免という形で、今、その市場に対する支援をやっているわけですが、今年度見込額というのはどうなっているのか、その点についてお示してください。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

減免額についてのお尋ねでありますけれども、今年度は上半期で 715 万 2,449 円、それから、半期ごとに見ることになっておりますので、現在の経営状況からは、下半期も引き続き継続しなければならないということで判断しております。それで、年間では、およそ今のところ 1,400 万円程度になるかというふうに考えております。なお、減免額につきましては、売上高によるところがございますので、精査の上、第 1 回定例会での補正を改めてお願いしたいと思っております。

佐野委員

1,400 万円、年間での使用料の減免ということなのですが、小樽市も御承知のように財政状況も大変厳しい折、いつまで続けるのですかという、こういう議論も一方では出てこないとも限らない。一方では市民の台所、どうしてもやはり再建しなければいけないというような、そういうような両にらみの状況でございますので、腹を決めて再建にきちんとやはり頑張らなければいけないということで、この再建計画の見通しを今後どう見ていくのか、このところ、再度説明願いたいと思います。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

減免の見通し、再建計画の見通しについてでありますけれども、先ほど利益率の低下について答弁いたしましたけれども、経営不振の要因としましては、売掛金の増大というのがもう一つ大きな要因として挙げられます。これらの回収は課題ということにされておまして、その中には長期にわたる債権もございまして、比較的短期のものもある。ということで、長期のものもある関係で、早期の再建は難しいということで、金融機関にも再建計画を提出してございますけれども、その中で、短期の売掛金、債権については早期に回収をし、それから先ほど言いました市場の顧客である仲卸業者や小売業者を新規に開拓して、これが何年か、二、三年のうちに定着していただければ収益も上がるということで、とりあえずの再建策としては二、三年ということで見えておりますので、市としても使用料減免の支援を二、三年をめどに続けていかなければならないというふうに考えております。

佐野委員

現状と報告についての基本的なことですが、理解できました。

重ねて申し上げたいというふうに思いますけれども、ただいま説明があったように、売掛債権の問題もあるし、法の問題もあるし、財政状況の中での市の減免と、こういうこともありますけれども、いずれにしても市民の台所に直結する、そういうことでございますので、ぜひ経営が軌道に乗るように二、三年先を、時間はかかりますけれども、より一層の市場の充実を、また支援をしていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日、私、資料要求をしておりまして、皆さんの御手元に資料としてございますが、その資料についてお伺いをいたします。

小樽運河に関するアンケートについて

これは、たまたま私が知り合いのところへ行きましたら、こういうアンケートが来ているけれども一体どういうものなのですかということで、中身を見せていただいたら、常識的に一体何を聞きたいのかというような、真意がわからないような、そういうアンケートになっておりました。

まず、このアンケートの目的をお聞きしたいと思います。

(港湾)事業計画課長

このアンケートの目的でございますが、公共事業に対して無駄が多いですとか、それからコストが高いというような批判があり、そういう中で、より一層投資の効率性とか透明性とかということが求められているという背景がございます。公共事業を実施するに当たって、費用対効果を客観的な数値として把握する。そして、その把握をするということが、一つの公共事業を実施するための一連の手続の中の一つということでございます。

山口委員

そういう説明のわりには、質問内容も含めてちょっと奇異な感じがする内容になっております。

資料が手元にない理事者の方もいますので、説明しますと、いわゆる小樽運河の、今、水質改善ということでド口の除去というか、浄化をやっていますね。その事業に関して、あなたはその事業に賛成なのかどうか、これはいいのです。ただ問題は、この質問が多岐にわたっておりまして、質問が全体で15項目あります。その中の質問7から始まるところが、いわゆるこのアンケートの一番問題なところだと思うのですけれども、読みます。

「この質問は、あくまでも仮定です。小樽運河の水質を改善するために、あなたの家計にかかる税金が、毎年1回、これが50年間、世帯当たり5,000円増加されると仮定します。この税金は、小樽運河の公害防止対策事業以外の目的に使用されることは決してありません。あなたは、小樽運河の水質及び底質を改善する計画に賛成しますか。なお、この税金の増加によって、あなたの世帯が使用できる金額が減ることを十分念頭においてお答えください」と書いてあるのですね。括弧して、「実際の増税は決してありません。」こう書いてあります。それで、賛成なのかどうかということ。賛成と言いますと、賛成と回答された方、1世帯当たり1万円増加する場合、この計画に賛成ですか。そういうふうになっています。反対と言いますと、反対と回答したときは、1世帯当たり2,000円増加する場合は、この計画に賛成ですか。これまた賛成、反対なのです。これでまた反対と書きますと、反対の理由を答えてくれと言っているのです。もう少し安ければ支払ってもよいか、具体的に幾らか、こういうふうに聞いているわけです。

これは何の意味があるのかということだと思いますけれども、私は、基本的にこの真意がまずわからないということ。今説明されたように、公共事業に対する費用対効果を、この事業は費用対効果で費用をかける意味があるのかということを知りたいという趣旨だそうなのですが、これは封書で送っていますね。それで受け取られますよ、市民は。封書は港湾部の方の名前で出ています。港湾整備室の白旗さんという名前でこれは行っていますね。小樽市がアンケートしているのだというふうには、まずとられますよ。今、小樽市、台所事情が悪いから、地方税でこの分を取るのではないかというふうには理解しますよ、これ、普通であれば。本当にそういう目的があるのかどうかということ。それはないのですか、あるのですか。

(港湾)事業計画課長

今、委員がよく御説明されたとおり、この質問はあくまでも仮定であるということと、実際の増税は決してありませんということを書いてございますし、あくまで先ほど私が言いましたとおり、我々が投資するこの事業の事業費を市民の皆さんに払っていただける、支払意志額という言葉で表現してございますけれども、支払意志額との比と

いいですか、差引きといいですか、それを調べるという目的でございます。

このアンケートでございますけれども、費用対効果の把握につきましては、これは全国的に一律な評価方法といえますか、例えば小樽の運河ではこういう方法だけれども、例えば沖縄の違うところではこういう方法だというのは非常にまずいということで、全国的にある程度統一された方法により費用対効果を調査するというふうになってございまして、今回のこのアンケートにつきましても、全部ではないですけれども、そのマニュアルといたらいいのでしょうか、マニュアルに示された内容を十分含んでアンケートを作成しておりますし、逆にいうと、趣旨を損なわない範囲で余計なものは省いているというようなことでやってございます。

山口委員

今、事業計画課長が説明されたように、実はこの港湾投資の評価に関する解説書というのがあるんですね。国土交通省の港湾事業評価手法に関する研究委員会というところが、このマニュアルをつくって、いわゆるこれはほかの建設事業、道路とか、そういうものにこれが使われているのかわかりませんが、これに関して言うと、いわゆる港湾に関するアンケートのシーブルー事業と言っているのですけれども、海域環境創造事業、シーブルー事業によるアンケートというひな形がつくられているわけです。ほとんど小樽市はそのマニュアルに従ってやっていることは間違いなくはわかりました。金額が、ここでは最高額が1万円負担とするというふうになったらどうですかと書いてあります。こちらの方のサンプルでは2万円になっていますけれども、小樽市はちょっと下げています。そこが違うだけで、ほとんど同じ内容でこれはやっていますね。国から言われたから、しょうがないからやりましたということなのかわかりませんが、私は今の時期、非常に市民に誤解を受けると思います。また、この聞き方は明らかに、国の公共事業に関して、国も大変台所が苦しいから、地方も苦しいから、事業に限って目的税的に取ってもいいのかと。もし例えばいいですよと、私が協力しますと全部書いたら、そういうまた新たに税負担する意思があるのではないかという材料にも使われますよ、そういう意味で言うと。そういうふうに取り扱いますよ。

これを受け取った私の友人が、まず言っていたのは、基本的に国はそういう事業をやるのに税をちゃんと取っています。使っていますというが、いっぱい無駄なことをやっているではないかと。自分は運河の浄化の事業なんて当然大事だと思っている。そこについて、新たにまた住民から税を取ることに、いいか悪いかということも聞いている。これは何の意味があるのか。結局、国も市も困っているから、新たな税を設けて取ろうとしているのかというふうにとられる。事業は非常によろしいと。これでは戸惑うわけです。

現在、事業をやっていますね。例えば国の要請にこたえないで、これはどうも気に入らないと、こんなことをもしやられたら、大変小樽市に対する信用にもかかわるし、住民もある意味では、「うちは関係ない、運河でなんか飯を食ってないし、あんなのとは関係ないからおれは払わないよ」という人もいるでしょう。そうなったら、「それは観光業者の人に払ってもらえや」と。住民を分断するようなアンケートになりますよね、ある意味では。そういうふうにもなりますよ。こんなものにプラス効果は、何もありません。

もう一つは、費用対効果を本当にこんなアンケートではかかれるのか。小樽市の場合で言えば、別なことでやった方がよっぽどはかれます。水質が改善されれば、きれいな運河になるわけですから、観光客の増加も見込めるわけです。例えばそこで魚が泳いでいたりすれば、自然の水族館で、運河の歴史的景観だけではなく、そういう自然景観や、生き物の生態も含めて眺められるような水になれば、当然観光客も増えてくるわけですから、経済効果が上がるに決まっているではないですか。そんなもの、こういうアンケートで費用対効果がはかれるなんていうこと自体がおかしいではないですか。別な目的を持ってやっているというふうには、普通は見られますよ。

もう一つ問題なのは、先ほども言いましたけれども、これは国がやっている、そういうふうには書いてないですよ、国の委嘱でやっていますよと。これは小樽市がやっているというふうには書いていますからね。今ごろになって小樽市が何でこんなことをするのかと。財政が悪いからまたお金を取るのかと、こういう話です。そういうふうに取り扱われるのは当然わかっている、こんなアンケートをしているのですが、これはいつ始めたのですか。12月の

初めではないですか。これ、1月15日までに回収すると書いています。周辺に1,500件ですか。

これは当然住民の方も戸惑われるアンケートだし、目的もそういうふうに言ったら、今話を聞いたけれども、だれが聞いたとしても、費用対効果をはかるのに、こんなアンケートの内容なんかあるとは思いませんから。国の真意はわかりませんが、それを唯々諾々でやられたかどうか知りませんが、しゅん巡して出したと思いますけれども。要するに、これをやらない方法はなかったのですか。このアンケートをやめることはできないのですか。

(港湾)事業計画課長

先ほども話しましたとおり、公共事業をやる手続の中の一つで、費用対効果をはかるのではないかとということになってございますので、今回はそれでやっていく。避けることはできないということでございますし、また住民を分断するのではないかと。運河浄化については、観光サイド、観光ビジネスをやっている方が負担すればいいのではないかと、そういうようなことも助長するのではないかとというようなお話もございましたけれども、昨日までで300件ぐらいのアンケートを回収して、返却されておりますけれども、75パーセントの方が費用を負担してもいいという、要するに5,000円の増額に賛成されるという回答でございまして、もちろん何で税金で払う必要があるのだという方もいます。もちろんそれはいますけれども、逆に言うと、4分の3の方が運河の浄化に非常に興味を持っていて、御存じのとおり小樽運河は非常に大切なので、運河を浄化することが市民の責任であるということまで語られている方もいます。

それと、ほかの方法がないのか、ほかの方法でもアンケートができないかというお話でございましたけれども、先ほども言いましたけれども、国から示されている方法でございまして、今回、マニュアルにのっとり調査したわけでございますけれども、このアンケートの方法、費用対効果の判定につきましては、国の方というお話でございましたけれども、実はこの費用対効果をはかる、先ほどの委員会の方というのは、国の役人ももちろん入ってございますけれども、例えば東京大学の先生ですとか、一橋大学の先生ですとか、そういう専門の方々がつくられているような費用対効果の把握方法でございまして、例えば道路のように、道路整備をすることによって走行時間が短くなってガソリンの消費量が少なくなったとか、二酸化炭素の排出が削減されたとかということで、数値ではかれるものはいいのですけれども、例えば水質がよくなったといっても、なかなか目に見えない。数値化することが非常に困難な、こういうものの費用対効果を把握するのは、一般的にこういう支払意志額をもって算出することになってございますので、そのところを御理解いただきたいというふうに思っております。

山口委員

先ほども申し上げたように、質問が15項目あるわけです。私が聞いたのは、質問7ですね、これが何かあたかもキーポイントのように言っているところがあるけれども、要するに親しみを持っていていただいているのか、その事業というのは非常にいい事業だと思っているのか、そこで基本的に市民の支持を得られている公共事業であり、税金の使い道としては正しいというのがわかれば、基本的にこれはいいわけです。それをあたかも、それは税負担してまでもやってほしいという意思を示しているということですから、そこまで支持されているのかというのは、それはわかるかもしれませんが、しかし、一番おかしいのは、実際の増税は決してありませんという、絶対あり得ない仮定を前提にして物を聞くということは普通しませんよ、こんなことは。そうではないですか。そんな聞き方をすると、どこの偉い先生が決めたか知りませんよ、そんなことは。私は、こういうことは、国に対してははっきり物を言うべきだと思うのです。目的がそうであれば、我々としてはこういうふうにしたいと言え、当然自治体の方が現場を知っているわけですから、そういうふうにはやりたくないことを言えばいいのではないですか。そういう折衝とか、国に対してそういうことを申し上げたりしたのですか。

(港湾)事業計画課長

先ほどから話しておりますように、マニュアルでは、市民相手にアンケートをとって、そうして税金という言葉を用いて費用対効果をはかるというようなことが示されているわけでございますけれども、我々としては、小樽運

河について観光客の意見も聞かなければならないということで、マニュアル以外にも観光客に対してもアンケートといいますが、聞き取りをして、幾ら寄付をしていただけますかという聞き方をさせていただきますけれども、そういう形で国に対して物を言ったといったら変な言い方ですけども、市民だけではなくて観光客にもアンケートをとって費用対効果を把握しますということで、今回、委員の言葉を借りれば国に物を言ったつもりでございます。

山口委員

今、事業計画課長からしか答弁をいただいておりますけれども、私は、基本的に、こういうふうなものを、例えば国からこういうことをやってくれと言われたときに、今の話を聞いたら、このようなアンケートは国のいうことを聞いてやらないと事業に差し支えるような話もありましたけれども、要するに港湾部全体として、今の時期にこういうことをやって本当にいいのかという議論をされたのか。国がやるからしょうがないよ。これは改正ソーラス条約のときもありましたけれども、国に対する不信感というのは相当たまっているのではないですか、部内でも。市民にはたまっていますよ。まして税負担までさせられて、使用負担までしているわけでしょう。要するに市民は、港からシャットアウトされたわけだし、あんなのに効果があるなんてだれも思っていないのにやらされたところがあるわけでしょう。また、この一件ですよ、そういう意味で言うと。だから、国に対する不信感も問われますけれども、これは今、まして港湾部が不信感を持たれるような中身になるわけです。自己防衛的にも部内で議論をして、国に対して物を言って、こんなアンケートできませんと、別のやり方でわかるのではないですかと、我々としてはこうしますと。観光客に今のようなアンケートをとって、市内では親しみを持たれているのか、事業に対して賛同いただいているのかをとって、出して、どこが悪いのですか。そういうことを国に対しても、基本的に自分たちの主張というのは、やはりしていくべきではないですか。私はそう思います。これは部長にお答えいただいて、この質問はやめます。

港湾部長

まず一つは、山口委員から御指摘のあった部分での御心配は、私どもとしては基本的にそういった意図は一切ありません。そういう意識的な下でやったものではないと、まず御理解をいただきたい。つまり、国の事業として採択していただくという前提の中での手法・便法という形の中でまずやったのだと、そういう大前提が一つです。確かにアンケートの中身そのものは、今言ったように、すぐ理解をしていただくようなアンケートになっていないというふうに感じられる部分もある。つまり誤解を生むような面も少しあるわけなので、その部分は、相当内部でも議論して内容を詰めたつもりですけども、率直に反省をして、今後その部分については慎重にやらなければならないと、そんな認識は持っています。

ただ、問題は、国がこういった形で評価手法というものをもって、事業の採択をやっていくという中で、なかなかその地元の自治体としては厳しい部分もある。それは改正ソーラス条約の件でも、今、御指摘がありましたけれども、私ども、今、財政的になかなか豊かではないものですから、どうしても国の直轄事業であれ補助事業であれ、国のお金に頼らざるを得ないという状況になっている中で、ある意味では我々の主張もさせてはいただいていますけれども、国は国の立場で港湾整備事業をやっていますから、その部分も一定尊重しながら、言い方はおかしいですけども、結構微妙なバランスの中でお互いの主張をしながら採択をしてもらっているという、そんな実態にもなっておりますので、その部分は、国が評価手法として全国的に取り入れているものを、小樽市としては違う方法でというのは、なかなかストレートには言いづらい雰囲気もあるというのも御理解をいただきたいと思います。

ただ、問題は、すべて国の言うとおりにやる必要はありませんから、今、山口委員からありましたとおり、費用対効果の把握というものはさまざまな手法があると思いますので、そのところは私どもも勉強しながら、できる限り市民の皆さんに誤解を与えないような方法というのは、考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山口委員

この質問 7 だけを外しても別に、国のこの仕様書がありますよね、ほかのことを聞けば、私は十分わかると思います。だから、これは本市としてはやりにくいと、これを外していけませんかということは、国にお聞きしたことがあるのか。それだけ聞いて、終わります。

(港湾) 事業計画課長

今のその部分については、国に対して質問はしてございません。

山口委員

わかりました。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 58 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

古沢委員

議案第 19 号は反対であります。その討論ですが、詳しくは本会議で、委員長報告に反対の討論をする予定であります。

平成 15 年の議論ではっきりしているのですが、小樽市内には数多くの文化財、社会教育施設、これらの施設がありますが、中でもこの鯨御殿はひときわ輝く道指定の有形文化財なわけですね。昭和 35 年に指定されています。なぜ道の有形文化財として指定されたかということはあえて言うまでもありません。要するに、平成 16 年度、17 年度の実績報告などを見ても、実はこの文化財が、社会教育施設がそれにふさわしい維持管理・運営・事業展開が指定管理者制度のもとではより狭められてくるのではないかという大きな疑問があるわけです。

したがって、結論的に言えば、先ほども触れましたけれども、今なすべきことはきちんと社会教育施設、中でも文化財として教育委員会に所管替えをすべきだと。そして、その教育委員会のもとで、こうした文化財をどのように維持管理・保存・運営をしていくかと、基本的な事業展開をどのように進めていくかということを、それこそ一元的に、今すべきだと。これまで 3 年間、指定管理者に指定して、小樽水族館公社に維持管理を任せていたから、継続して向こう 3 年間も引き続きやりますということでは、こうした根本的な問題の解決にはならないということをあえて申し述べて、反対の討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

まず、議案第 19 号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、その他の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。